

# 新潟市溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準

## 1 目的

本基準は、新潟市の鎧湯クリーンセンターで製造された溶融固化物（以下、「溶融スラグ」という。）を使用し、建設資材として利用された溶融スラグを再掘削又は撤去し、再利用又は処分することによって生じる建設副産物（以下、「建設副産物」という。）の取扱いについて、溶融スラグを建設副産物における「原材料として利用可能性があるもの」と位置付け（別紙 図1、2参照）、建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱いについて定めるものとする。

## 2 適用範囲

本基準は、溶融スラグを利用した次に掲げる建設資材から生じる建設副産物について適用する。

- (1) 埋め戻し材、路床材
- (2) コンクリート二次製品

## 3 建設副産物の取扱い

- (1) 埋め戻し材、路床材

埋め戻し材、路床材として利用された溶融スラグ及び溶融スラグ入り混合砂は、原材料として利用の可能性があるものと位置付けして、再資源化を進めるものとする。処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた廃棄物として扱うものとする。

- (2) コンクリート二次製品

コンクリート用溶融スラグ骨材を使用したコンクリート二次製品を処分する場合には、建設副産物のコンクリート塊としてリサイクルを進めるものとする。

新潟市が発注または施工する工事において、埋め戻し材又は路床材として利用された溶融スラグが発生する場合には、当該工事主管課は、当該工事または工事間流用するなど、原則、再生資源として再利用するものとする。

## 4 基準の見直し

本基準について、今後、国等において、溶融スラグの取扱いに関する新たな基準や通知があった場合には、本取扱基準を見直しするものとする。

## 5 その他

この基準に定めのない事項については、法令等の定めによるもののほか、国等関係機関と協議のうえ別に定める。

## 6 適用年月日

- 平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 平成 29 年 12 月 30 日から適用する。
- 令和 5 年 2 月 28 日から適用する。

図1 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

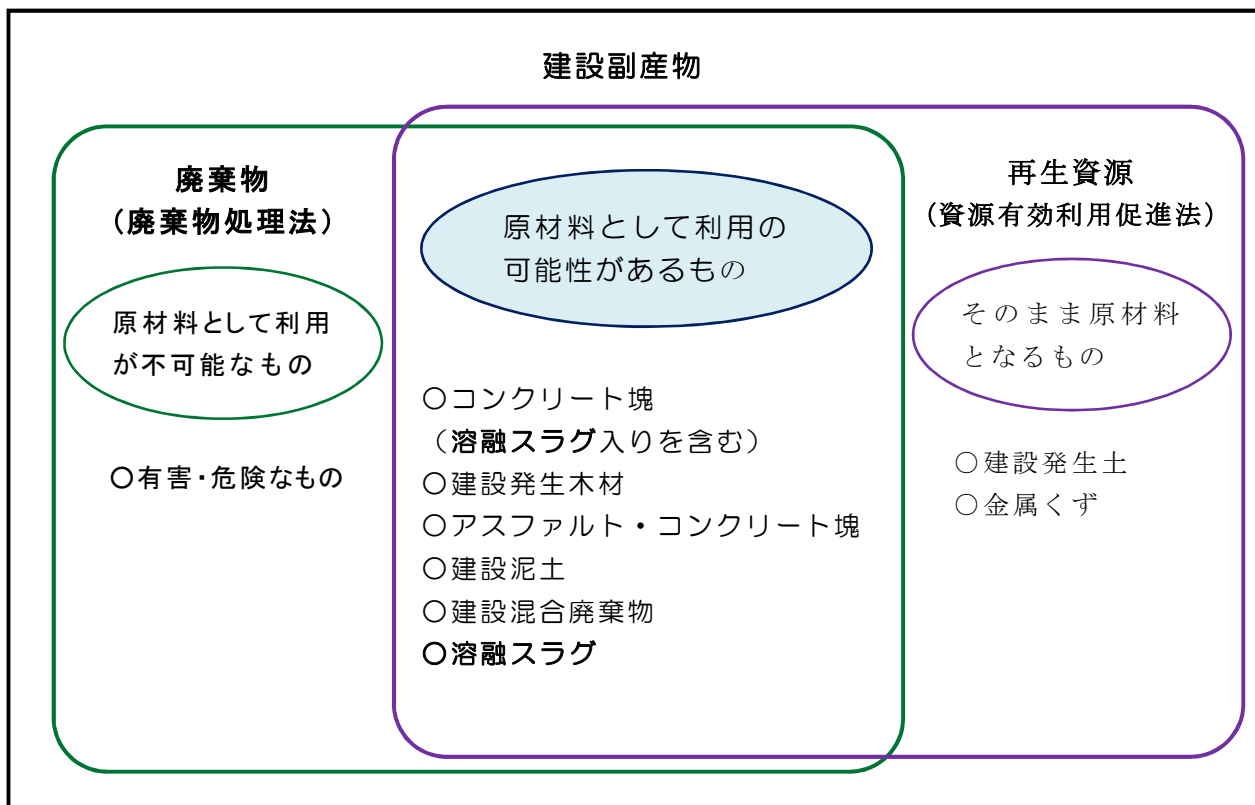


図2 溶融スラグのリサイクル模式図

